

## 試験問題（解答時間50分）（100点）

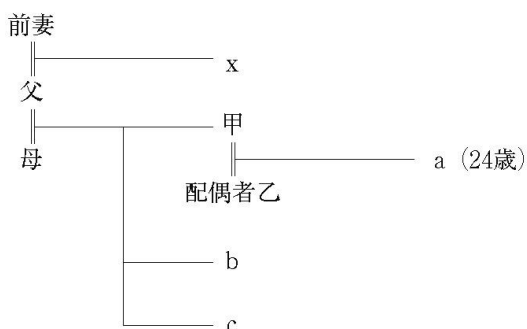
### VI. 相続税法

#### 問1

次の〈資料〉により、被相続人甲の相続税の総額の計算する上での法定相続人、法定相続人の数とその相続分を入力しなさい。なお、 から  に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。（計10点）

〈資料〉

被相続人甲（以下「甲」という。）は、令和5年7月18日、東京都の自宅において死亡した。

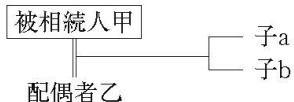


1. 父は平成28年6月23日、bは令和3年7月31日にそれぞれ死亡している。
2. a及び母は、甲の相続について家庭裁判所に申述し、適法に放棄している。

法定相続人	法定相続人の数	その相続分
乙	乙	<input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/>
<input style="width: 50px; height: 20px;" type="text" value="A"/>	<input style="width: 50px; height: 20px;" type="text" value="B"/>	<input style="width: 50px; height: 20px;" type="text" value="C"/>
		<input style="width: 50px; height: 20px;" type="text" value="D"/>
	<input style="width: 50px; height: 20px;" type="text" value="E"/> 人	1

問2

被相続人甲の相続人等は次の図のとおりである。被相続人甲の死亡を保険事故とする次の生命保険金等につき相続又は遺贈により取得したものとみなされる金額及びその非課税金額を計算過程を示して計算し、 から  に当てはまる数値を入力しなさい。(計10点)



保険金受取人	保険料負担者	契約者	被保険者	保険金額	備考
配偶者乙	被相続人甲 3,000千円 配偶者乙 2,000千円	子 a	被相続人甲	30,000千円	—
子 a	配偶者乙 5,000千円	被相続人甲	被相続人甲	25,000千円	—
子 b	被相続人甲 1,000千円	配偶者乙	被相続人甲	7,000千円	(注)

(注) 保険金額は契約上の保険金額であるが、契約者貸付金1,500千円(利息を含む。)が控除された。

項目及び対象者	計 算 過 程	金額(単位:千円)
生命保険金等 配偶者乙	$\square$ 千円 $\times$ $\frac{\square \text{ A } \text{千円}}{\square \text{ 千円} + \square \text{ 千円}} + \square \text{ B } \text{千円} = \square$ 千円	<input type="text"/>
子 b	$\square$ 千円 $- \square$ 千円 $= \square$ 千円	<input type="text"/>
子 a	<input type="text"/>	<input type="text"/>
生命保険金等の 非課税金額	$\square$ 千円 $\times$ $\square$ 人(法定相続人の数) $= \square \text{ C } \text{千円}$ $< \square$ 千円 $+ \square$ 千円 $= \square \text{ D } \text{千円}$	
配偶者乙	$\left. \begin{array}{l} \square \text{ 千円} \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{\square \text{ 千円}}{\square \text{ 千円}} = \square \text{ 千円} \\ \frac{\square \text{ 千円}}{\square \text{ 千円}} = \square \text{ 千円} \end{array} \right. \end{array} \right\}$	$\triangle$ <input type="text"/>
子 b		$\triangle$ <input type="text" value="E"/>

### 問3

相続税の期限内申告書に関する次の記述のうち、正しいものには○、誤っているものには×を選択しなさい。

(計14点)

- (1) 配偶者の相続税額の軽減の規定の適用を受け、納付すべき相続税額が生じないこととなった配偶者は、相続税の期限内申告書の提出をする必要はない。
- (2) 相続税の期限内申告書は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内に納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- (3) 相続税の期限内申告書を提出すべき者が、その申告書の提出期限前に、その申告書を提出しないで死亡した場合には、その死亡した者の相続人及び包括受遺者が、その死亡した者の期限内申告書の提出義務を承継することとなる。
- (4) 相続税の申告書の提出期限前に、相続税額につき決定があった場合には、決定により相続税額の確定となるため、相続税の期限内申告書の提出は不要となる。
- (5) 相続税の期限内申告書を提出する場合には、その申告書の提出に合わせて、その申告書に記載されている相続税額を納税地の所轄税務署長に納付しなければならない。
- (6) 相続税の期限内申告書は、相続財産の全部が分割されていない場合には、相続税の申告期限までに提出する必要はない。
- (7) 相続税の申告期限までに、共同相続人間で分割されなかった財産について、その後、その財産の分割があり、新たに納付税額が算出される場合の手続きは、期限後申告である。

問 4

下記の〈資料〉に基づいて、控除することとなる暦年課税分の贈与税額控除額及び相続時精算課税分の贈与税額控除額を求め、 A から  F に当てはまる数値を入力しなさい。

なお、「直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例」について、適用が受けられる者は、その適用を受けるものとする。

贈与税の速算表は画面左側の参考資料を確認すること。 (計12点)

〈資料〉

- 埼玉県川越市に住所を有する被相続人甲は、令和5年10月6日に死亡した。
- 被相続人甲の相続人等は相続開始前に被相続人甲から、次のような贈与を受けている。

なお、各受贈者は下記以外に財産の贈与は受けていない。

贈与年月日	受贈者・年齢	受贈財産	贈与時の時価	備 考
令和3年10月18日	子 a (53歳)	現 金	40,000,000円	(注)
令和4年4月2日	孫 c (28歳)	現 金	5,000,000円	—
令和4年8月26日	孫 d (26歳)	上場株式	17,500,000円	(注)

(注) 子 a、孫 d は各年分の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている。

暦年課税分の贈与税額控除額の計算 (単位：円)

贈与年分	受贈者	計 算 過 程	金 額
令和4年	孫 c	$(\text{ } - \text{ A}) \times \text{ } \% - \text{ } = \text{ }$	△ <input type="text"/> B

相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算 (単位：円)

贈与年分	受贈者	計 算 過 程	金 額
令和3年	子 a	$(\text{ } - \text{ (注) C}) \times \text{ D} \% = \text{ }$	△ <input type="text"/> E
		(注) $\text{ } > \text{ } \therefore \text{ }$	
令和4年	孫 d	$\text{ } - \text{ (注) F} = \text{ }$	0
		(注) $\text{ } < \text{ } \therefore \text{ }$	

<次ページに続く>

<問4の続き>

<参考資料>

●贈与税の速算表

(1) 一般税率

課税価額	税率 (%)	控除額	課税価額	税率 (%)	控除額
2,000千円以下	10	0千円	10,000千円以下	40	1,250千円
3,000千円以下	15	100千円	15,000千円以下	45	1,750千円
4,000千円以下	20	250千円	30,000千円以下	50	2,500千円
6,000千円以下	30	650千円	30,000千円超	55	4,000千円

(2) 特例税率

課税価額	税率 (%)	控除額	課税価額	税率 (%)	控除額
2,000千円以下	10	0千円	15,000千円以下	40	1,900千円
4,000千円以下	15	100千円	30,000千円以下	45	2,650千円
6,000千円以下	20	300千円	45,000千円以下	50	4,150千円
10,000千円以下	30	900千円	45,000千円超	55	6,400千円

## 問5

次の設例により、各人の贈与税の課税価格に算入すべき金額を計算過程を示して計算し、 から  に当てはまる数値を入力しなさい。

なお、各人の資産状況は良好である。 (計12点)

〈設例1〉

aは、令和5年7月29日友人丙から絵画（贈与時の時価5,000千円）を1,500千円で譲り受けた。なお、その譲渡代金はbが取得する契約になっており、現実にはbが取得した。

a 低額譲渡益	<input type="text"/>	千円 -	<input type="text"/>	千円 =	<input type="text" value="A"/>	千円
b その他の経済的利益	<input type="text" value="B"/>	千円				

〈設例2〉

cは、令和5年6月9日友人丁から上場株式10,000株を対価800千円で譲り受けた。なお、上場株式の課税時期の1株当たりの最終価格等は以下のとおりである。

- |                         |      |
|-------------------------|------|
| (1) 令和5年6月9日（課税時期）の最終価格 | 329円 |
| (2) 令和5年6月の毎日の最終価格の月平均額 | 330円 |
| (3) 令和5年5月の毎日の最終価格の月平均額 | 326円 |
| (4) 令和5年4月の毎日の最終価格の月平均額 | 333円 |
| (5) 令和5年3月の毎日の最終価格の月平均額 | 325円 |

c 低額譲渡益	<input type="text" value="C"/>	円 × 10,000株 =	<input type="text"/>	千円		
	<input type="text"/>	千円 -	<input type="text"/>	千円 =	<input type="text" value="D"/>	千円

## 問 6

次の財産の評価額を求め、 から  に当てはまる数値を入力し、 及び  は解答欄の選択肢の中から選びなさい。 (計10点)

### 定期預金

- |                     |             |
|---------------------|-------------|
| ① 預入高               | 20,000,000円 |
| ② 満期日の約定利率          | 年0.4%       |
| ③ 預入後1年経過時の中間利払率    | 年0.15%      |
| ④ 中途解約利率            |             |
| (イ) 預入後1年未満         | 年0.1%       |
| (ロ) 預入後1年以上         | 年0.2%       |
| ⑤ 源泉徴収税率            | 20.315%     |
| ⑥ 預入日から課税時期までの既経過日数 | 511日        |
| ⑦ 約定期間              | 2年          |

$20,000,000円 + \left( \overset{\text{(注1)}}{\text{A}} \text{円} - \overset{\text{(注2)}}{\text{B}} \text{円} \right) = \text{C} \text{円}$
$\text{(注1)} \quad 20,000,000円 \times \text{D} \% \times \frac{511日}{365日} - 20,000,000円 \times \text{E} \% = \text{ } \text{円}$
$\text{(注2)} \quad \text{ } \text{円} \times 0.20315 = \text{ } \text{円} \text{ (円未満切捨)}$

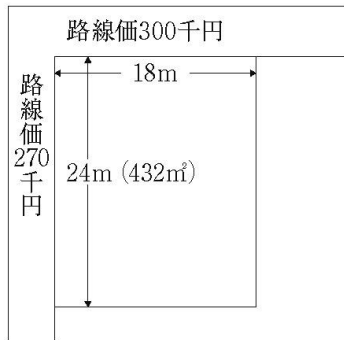
## 問7

次の〈資料〉に基づいて宅地の評価を求め、、及びに当てはまる数値を入力し、、及びは解答欄の選択肢の中から選びなさい。

なお、奥行き価格補正率表等は画面左側の参考資料を確認すること。 (計12点)

〈資料〉

dは次の宅地の上に貸家を建てて第三者に貸し付けている。この場合のdの宅地の評価額を計算過程を示して求めなさい。



借地権割合 60%  
借家権割合 30%  
賃貸割合 100%  
(普通住宅地区所在)

自用地としての評価額

(イ) 千円× = 円

(ロ) 千円×1.00× = 円

(ハ) {(イ)+(ロ)}×432m<sup>2</sup> = 円

d (貸家建付地) 円×(1-0.6××100%) = 円

<次ページに続く>



<問7の続き>

<参考資料>奥行価格補正率表等

付表1 奥行価格補正率表

地区区分 奥行距離 (メートル)	ビル街 地 区	高度商業 地 区	繁 華 街 地 区	普通商業・ 併用住宅地区	普通住宅 地 区	中小工場 地 区	大 工 場 地 区
4未満	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85
4以上 6未満		0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90
6 〃 8 〃	0.84	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	0.93
8 〃 10 〃	0.88	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95
10 〃 12 〃	0.90	0.98	1.00	1.00	1.00	0.96	0.96
12 〃 14 〃	0.91	0.99				0.97	0.97
14 〃 16 〃	0.92	1.00	0.98	0.98			
16 〃 20 〃	0.93		0.99	0.99			
20 〃 24 〃	0.94		1.00	1.00			
24 〃 28 〃	0.95			0.97			

付表2 側方路線影響加算率表

地 区 区 分	加 算 率	
	角地の場合	準角地の場合
ビル街地区	0.07	0.03
高度商業地区 繁華街地区	0.10	0.05
普通商業・併用住宅地区	0.08	0.04
普通住宅地区 中小工場地区	0.03	0.02
大工場地区	0.02	0.01

(注) 準角地とは、次図のように一系統の路線の屈折部の内側に位置するものをいう。

問 8

次の〈資料〉に基づき、長男 a の取引相場のない株式の 1 株当たりの評価額を求め、 から  に当てはまる数値を入力しなさい。(計 20 点)

〈資料〉

長男 a 及びその同族関係者の議決権割合は 45% であり、長男 a は x 社の中心的な同族株主に該当する。

- (1) 取引相場のない株式 (大会社)
- (2) 課税時期における発行済株式数 100,000 株
- (3) 1 株当たりの類似業種比準価額 1,000 円
- (4) 課税時期における x 社の資産及び負債の状況は、次のとおりである。

区分	資 産 の 価 額			負債の金額
	土 地	その他の資産	計	
帳簿価額	90,000 千円	30,000 千円	120,000 千円	35,100 千円
相続税評価額	160,000 千円	40,000 千円	200,000 千円	35,100 千円

- (5) 評価差額に対する法人税額等相当額を計算する場合の率は、37% とする。

(1) 特定の評価会社の判定

$$\frac{\text{ 千円}}{\text{ 千円}} = \text{ \%} \geq \text{ \%} \quad \therefore \text{土地保有特定会社}$$

(2) 評価額 (純資産価額)

① ( 千円 -  千円) - ( 千円 -  千円) =  千円

② ① × 37% =  千円

③  千円 -  千円 - ② =  千円

④  $\frac{\text{③}}{100,000 \text{ 株}} = \text{ 円}$

⑤ ④ ×  $\frac{\text{}}{100}$  =  円 (円未満切捨)

(注) 45% ≤  % ∴  適用あり。